

(緊急小口資金・総合支援資金特例貸付 借受人の方へ)

緊急小口資金・総合支援資金特例貸付の据置期間の延長について

令和3年1月8日、厚生労働省において生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について、一部改正（内容：据置期間の延長）がなされ、据置期間が以下のとおりとなりましたのでご案内いたします。

※据置期間：返済が猶予される期間

【据置期間延長対象となる貸付について】

○緊急小口資金特例貸付

令和3年1月8日以降に据置期間が終了し、令和4年3月末日以前に償還（返済）が始まる貸付

例：据置期間は12か月、償還期間は24か月とし、緊急小口資金特例貸付に申請し、令和2年7月10日に貸付金の入金があった場合。改正前は令和3年7月25日までが据置期間、令和3年7月26日から償還開始となりますが、上記改正により、令和4年4月25日までが据置期間となり、令和4年4月26日から償還開始となります。

○総合支援資金特例貸付

令和3年1月8日以降に据置期間が終了し、令和4年3月末日以前に償還（返済）が始まる貸付

例：据置期間は12か月、償還期間は120か月とし、令和2年9月に総合支援資金特例貸付を借入期間3か月で申請し貸付が決定された（貸付月：9・10・11月）。後に、延長貸付も決定し、令和3年2月に最終月の貸付金を送金予定（延長貸付月：12・R3.1・2月）となっている場合。改正前は令和4年2月25日までが据置期間、令和4年2月26日から償還開始となりますが、上記改正により、令和4年4月25日までが据置期間となり、令和4年4月26日から償還開始となります。

一部改正を受けて、対象となる上記の貸付においては、申込書・借用書の記載内容に関わらず、一律、据置期間を令和4年3月末まで延長することで取扱い、その償還開始日も一律、令和4年4月26日からといたします。

なお、据置期間の延長について、対象となる借受人の方へは、改めて本会より通知いたします。その通知内容において、据置期間の延長を希望されない借受人の方への対応についても記載いたします。